

大津町新庁舎建設検討委員会設置要綱

平成29年 4月 1日

要綱第 8号

改正 平成30年 4月 1日 要綱第13号

(設置)

第 1 条 大津町の新庁舎建設に関する計画を検討するため、大津町新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を町長に建議するものとする。

- (1) 新庁舎を建設する位置に関すること。
- (2) 新庁舎の機能及び規模に関すること。
- (3) その他新庁舎の建設に関して、町長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱した委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他町長が適当と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は第 2 条に規定する事務が終了するまでとする。

- 2 委員が欠けたときは、前条各号の区分に従い後任者を町長が委嘱し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

第8条 委員会の庶務は、総務部庁舎建設推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(施行時の会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に開く委員会の会議については、町長が召集する。